

書 評

清水望著『国家と宗教』

(早稲田大学出版部、1991年)

塩津 徹 (創価大学)

我が国において国家と宗教の問題は関心が高い。明治憲法下の事実上の国教化（国家神道体制）によって信教の自由のみならず、多くの人権が侵害された歴史を持つからである。そして、日本国憲法によって政教分離原則が定められ、信教の自由が無条件で保障されたにもかかわらず靖国法案、津地鎮祭訴訟、愛媛玉串訴訟等の問題が相次ぎ、現在でも国家と宗教の問題に注目せざるをえない状況にある。

ところで、このような国家と宗教の問題に関する憲法解釈に際しては、学説、判例ともにアメリカの憲法学説、連邦最高裁の判例理論が多く参照されている。それは日本国憲法の制定に際してアメリカ憲法がモデルとなったことから当然ともいえる。要するに日本国憲法の解釈のための有用性という視点である。しかし、この問題に関して実践的有用性のみに視点を限定することには疑問がある。

端的にいえば、国家と宗教の関係を日本国憲法の解釈論から離れて原理的に考察することも必要ではないのだろうか。国家とは何か、宗教とは何か、そして、両者の関係とは何かということを改めて論究することも学問においては不可欠であることは論を待たない。また、我が国とは異なる法文化を知ることも重要であるが、これらは主として比較法学の志向するところである。

本書の著者である清水望早大名誉教授は、我が国を代表するドイツ憲法学者の一人であり、比較憲法学者としても著名である。著者には『西ドイツの政治機構』と題するドイツ憲法に関する大著があり、また、比較憲法の先駆的著作ともいえる『比較憲法講義』の編者でもある。そして、本書はこのような業績につらなるものであり、ドイツの国家と宗教の関係の理論的解明を行って

る。

本書は本文だけで600頁を超える大著である。更に、本文とは別に関連する事項の歴史年表、欧文の文献目録、邦文の文献目録を含めて50頁以上も収録されている。これら本文に付随する事項だけでもドイツの国家の宗教の関係を学ぶ上では非常に参考になる。このような大著であるがゆえに本書全体を紹介するには限られた紙数では困難であり、ここでは主要な点のみを取り上げることにする。

まず、はじめに本書はドイツの国家と宗教の問題に関して、我が国においての唯一の包括的研究であることを強調しておきたい。判例研究、制度の説明など個別的研究については他にも多くの論稿が見られるが、歴史、法制度、理論を全体的に俯瞰する業績は本書しかないといっても過言ではない。評者も個々の問題の研究において幾たびか本書に依拠しながら自己の学問的位置を確認したことがある。

本書は五編の構成からなる。第一編ではドイツの国家と宗教の関係の歴史的背景が分析されている。世界各国の国家と宗教の関係には、分離制、国教制などの類型が見られるが、ドイツの場合はそれらの類型には入ることはなく中間型であるとされている。このような中間型といわれる特殊な形態はドイツの国家と宗教の歴史的背景の分析なくしては理解できない。

本書ではこの歴史的背景に関して宗教改革から筆を起しているが、中心となるのはやはり現行憲法の一部として編入されているワイマール憲法の規定の成立の背景の記述である。特に、ドイツの特色とされる公法上の宗教団体がどのような理由から成立したかが解明されていることはまことに興味深い。そして、このワイマール憲法がナチス体制によっていかに侵害されたかについても述べられている。

第二編では、戦後のボン基本法体制においては、ワイマール憲法の規定が編入された経過についての分析がある。もちろん、ボン基本法そのものが憲法の規範性の強化、基本権の保障の拡大、連邦憲法裁判所の設立によって大きく構造変化を遂げている。したがって、ワイマール憲法の規定の一部の編入は、このような構造変化の中におかれたものであって単なる前憲法体制の継続ではな

いことが明らかにされているのである。

以下の第三編、第四編、第五編ではボン基本法下の国家と宗教の様々な理論的問題が取り上げられている。ドイツ公法学に用語法にしたがって概括的にいえば、「国家教会法」の諸問題ということになるが、著者はそれぞれ「同格理論」、「国家の宗教的中立性」「宗教団体の自律性」の問題として極めて丹念に論究しているのである。以上の内容に接することによって我々はドイツのこの問題に関して深く理解することができる。

ところで、著者は本書に関連する論稿の一つとして「ドイツにおける宗教団体とその紛争処理」（『現代国家と宗教団体』所収）を著している。ここではタイトルどおりに宗教団体の紛争が焦点であるが、更にドイツ特有の制度であるの公法上の宗教団体と教会税について詳細に論じており、本書に関心を持たれる読者にはこの一編も併せて読まれることを薦めたい。

評者は本書の中でも国家と教会が「同格」であるとする理論には非常に関心を引きられるのであるが、まさにこの点こそがドイツの国家教会法の特色をなすものであるからである。そして、著者は「同格理論」だけではなく、その批判の理論についても詳細に論述している。評者はかねてから、「同格理論」に批判的な理論に注目してきたのであるが、それは国家の宗教的中立性を徹底する理論であったからである。

評者はドイツの国家と宗教の関係は近年、変化を見せ始めていると考えている。現状では公法上の宗教団体はキリスト教会に限定されているように、これまでは国家とキリスト教会との協力関係がドイツの特色であった。しかし、連邦議会報告書がドイツ社会は宗教的多元主義であることを明言し、連邦憲法裁判所が「教室十字架事件」で公立学校でのキリストの十字架掲示を違憲とするなど、従来の協力関係からの変更を示しているのである。

この変化は結局は国家の宗教的中立性を徹底することであり、いいかえれば国家がキリスト教会だけを優遇することを抑制し、他の宗教に対しても平等な扱いをすることである。1999年のドイツ国法学者大会の議論においては、まさにこの点に焦点が当てられたのである。ただ、本書ではドイツにおける国家と宗教との関係がこのような変化を見せる前の記述で終わっているのだが、

この変化の問題は後進の我々に残された課題であるといえよう。

最後に著者がドイツ憲法研究者として何故に国家と宗教のテーマを選択したのかに関心が持たれる。マックス・ウエーバーは研究対象の認識における価値評価の混入を戒めつつも、研究対象の選択自体には当人の価値観、世界観が影響せざるをえないとした。自己に対しては極めて禁欲的であり他者には惜しみない慈愛をそそぐ著者の振るまいに身近に接してきた評者としては、師の宗教的世界観がこのテーマを選択させたと思っている。